70周年記念シンポジウム

「変革する力:力量あるソーシャルワーカーの養成」

一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛 部 武 俊

首都大学東京都市教養学部教授 岡部 卓

日本社会事業大学 理事長 潮 谷 義 子

日本社会事業大学 元学長 大橋 謙 策

岡部 皆さん、おはようございます。首都大学東京で教員をしております岡部卓です。母校である日本社会事業大学学内学会の70周年記念シンポジウムのコーディネーターとしてお招きいただき大変光栄に思っています。感謝申し上げます。本日の発題者、シンポジストの方々の中で、私がこの中で一番若輩であり恐縮しております。私は学部17期で1973年入学し、1977年に卒業しております。

本日の発題者である櫛部武俊先生は、社大(日本社会事業大学)にゆかりのある先生です。社大の草創期に学ばれた(卒業生である)白沢久一先生の北星学院大学での教え子に当たる方です。私は、生前の白沢先生とは交流をさせていただき、また、櫛部先生とは同じ領域で実践をしたことがあり、非常に良い仲間として頼りにしております。今日はご一緒させていただきますことを、非常にうれしく思っています。

そして、私の大先輩であられる社大理事長である潮谷義子先生、そして、私の大先輩で、元学長で同窓会の会長、また、学会会長等を歴任されていらっしゃる重鎮の大橋謙策先生に、お話をしていただくことになっております。

ある意味では社大卒業生のリレー討論という位置付けとして、このシンポジウムが企画されていること、社大に学んだことがどのように時代時代の、そして、今後の社会福祉の実践あるいは教育をどのように考えたらよいかについて問う企画でもあります。いろいろなご議論をさせていただいたらと考えています。

また、本企画は教育と現場をつなぐ架橋になる 教育を社大は行ってきたか、またこれからどう 行ったら良いのかという話をさせていただくこと になります。

では、はじめに本日シンポジウムの趣旨説明をいたします。大橋先生が理事長をされている研究所の発刊誌『コミュニティソーシャルワーク』に、最近、私が書いたものをベースにしながら、今回のシンポの趣旨説明をさせていただきます。

ここ20年以上、貧困・低所得者問題と社会的 孤立、社会的排除の問題が、社会問題の一つとし て表面化しています。

それが広がりと深さを持って進行して、それに どう立ち向かったらよいのか。これは、ある意味 では家族のつながり、地域のつながり、雇用のネット、社会保障、社会福祉などのネットが、それぞ れ十分機能しなくなってきていることから起きて います。このことは人びとの生きづらさ、生活の しづらさ、働きづらさにつながり、これら課題に 対して、社会の側から何ができるかという関心が でてきています。またその一方で、当事者の意欲 とか自己責任で解決しようとする見方も出されて きています。

昨今の経済停滞や雇用環境の変化の中で、雇用の場を失う、あるいは雇用されたとしても、安定した雇用が望めない状況が進んでいます。そのためそういう問題に対しては、当事者の努力を超えた雇用の場や、社会的居場所をどのようにつくっていくかが課題になってくるかと思います。

若者の定職率や正規雇用率は低く、また家族、

学校、地域の中でなかなか居場所が見いだせない 人たちも増えています。そこで、安心・信頼して いられる場、参加できる場をどう構築していくか を、既存の枠の中に入れ込むのではなく、それを 超えた新たな場づくりも考える必要があります。

これが、単に貧困・低所得者領域の問題だけではなくて、子ども、障がい者、高齢者、地域の領域でもあり、これは、すべての社会福祉の役割、出番ではないかと考えます。そこでは個別の支援と同時に、地域が一体的に支援に取り組まなければならない社会福祉の課題であると考えます。

昨年4月に生活困窮者自立支援法は施行されましたが、同法は生活保護の手前の低所得対策だけではなく、生活困窮者を起点にしながら子ども・若者、障がい、高齢の問題を発見・認識し、そして取り組む横断的な実践が必要と考えることができます。

また、冒頭に卒業生のリレーと呼んでいることを話しましたが、そのことを含めて私の大学教育について、私が社大の学生時代を振り返ってみますと、次のようなことを学んだと記憶しています。それらがその後の職業人生に非常に影響を与えていると考えます。

一つは、社会の中で困難な状態、苦境に置かれている人たちにどう寄り添って支援していくのか。そういう状態を少しでも良くしていきたい。人間に対する関心、支援のミッションを、社大の大学教育の中で学んだと思います。

これは、別な言い方をするならば、誰もが人として尊ばれ、人間らしい生活を営む権利を有するという人間観、権利観を大学の教育の中で学んだと考えます。

もう一つは、科学的な見方や方法です。大橋先生のレジュメにもありますように、社会福祉が関わる生活の課題は、社会構造、生活構造の中から生み出されているとする科学的、客観的な物の見方も学びました。社会福祉は、「社会」というソーシャルな視点を持って実践に関わっていく領域ですので、そういう人間観、権利観、科学的な見方が社会福祉政策や実践現場に活かされます。社大

で自分が学んだことが、その後の自分の人生を充 実したものにしてくれました。非常に感謝してい ます。

それでは、一つ問いかけとして、今、日本社会 事業大学は、そういう視点を私が学んだ時代とそ の後、社大教育に引き継がれ発展しているのか。 私は、コーディネーターとして、この問題を提起 します。まず最初の発題者、櫛部武俊先生に「変 革する力:力量あるソーシャルワーカーの養成」 というテーマで話していただきます。では、よろ しくお願いします。。

櫛部 北海道釧路市から来ました、櫛部武俊です。 昭和50年に札幌にある北星学園大学を卒業して 以来、釧路市に奉職をして退職をして、5年たっ ています。私は、恩師である白沢先生の母校に居 る偶然というか、それに深い感銘というか感動を 感じます。

おそらく皆さんは、これから何十年か先、さまざまな活動をしていったときに、大橋先生、潮谷 先生、岡部先生の何かを思い起こすときがきっと あると、私は思っています。私は、社会福祉に少 し足りないのは、そういう教育的な何かだと思っ ています。私は、この機会にこの場に居ることを、 ちょっとあがって(緊張して)いますが、心から うれしく思っています。

釧路市の職員になって、最初に障がい児施設に 13年、ここの同窓生である帯広市の村上さんた ちと障がい児のことでいろいろ取り組みをし、その後、23年間、生活保護のケースワーカーをしました。ついこの間は、札幌市にある北海学園大学で、自治体職員になるという人のための直接講義があり、そこで生活保護の話などをしてきました。

釧路市全部で、福祉事務所の専門職がどのくらい居るのかなと、5年前から、「数を出して」と言って出してもらったのが、確か11人ぐらいでした。ケースワーカーが100人とか200人ということはあり得ないので、まずはそのくらいだというのはいい状況です。

私は、昭和50年に釧路市に入りましたが、そ

の前後2~3年間、釧路市だけのケースワーカー 採用がありました。そのときは、日本福祉大学と か東北福祉大学などを卒業してケースワーカーに なった人がいましたが、後にも先にもその年度だ けで、その後はありません。

先日、副市長に会って、「福祉職の採用はどうなんだろう」という話をしました。なぜならば、23年間、福祉事務所に居るという職員は、全国でもほぼ絶滅していると思います。ほとんどローテーション職場なので、「3年間いて、後はどこに行っているのか」みたいなかたちになっているのが現状かなと考え、何とかこのままで終わらないようにと話しましたが、最初はなかなか、「うん」とは言ってもらえません。

一般採用されて知識・資格があれば、優先的に 採ってもいいかなということはありました。それ はなぜかというと、結構大きな問題があると思い ます。この間、私が、厚生労働省のある官僚に聞 いたときに、「役人にゼッケンは要らない」とい う話をされました。実は、一般行政職はそうです。

ところが、これを日本社会福祉学会が札幌であったときに、「下流老人」の著者である藤田さんが、「ソーシャルワークの権能」ということを言って、「権能」という言葉に相当びっくりました。役所の中でそれを言うと、おそらく一つの例になるだろうと思い、そこのところをどういうふうにやっているのかなということは非常に重要なことだと思っています。

残念ながら、地域包括支援センターには社会福祉士がいますが、市役所にやっぱり福祉士が本当に少ないのが現状なのです。

障がい児に関わる仕事で、お母さんに「先生、苦しかった」と言われました。「やはり通園施設なので、生活のいいことだけを切り取って、その中で支援をしていくと思っている」とその方から言われたときに、私の中から何かが剥落していくのを感じました。これはいったい何があったのかなと思いました。

福祉事務所では、「当日、大体50件しか受理 しちゃならんぞ」と数人から聞き、いろいろなこ ともあったわけですが、おばあちゃんのケアの所に行って、何か話をして支えられてきたというのが、私の経歴になります。「あんたと話すと楽しいわ」と言われて、別に大したケースワークや支援もへったくれもありませんでしたが、そういうことが、お互いお金だけではない何かを感じました。

とにかく非常に苦しい、暗闇のような地方行政がずっと続く中で、釧路の地域経済が崩壊し、生活保護が増えました。市民からの電話という電話は、「おまえら、何をやってる」というわけです。その中で何とかしなければいけないときに、2004年に国も、委員会の中で三つの技術を開発しました。

モデル事業をして、図1にあるように、入りやすいという、これは、利用しやすい、出やすいということで、三つの技術力と自立支援プログラムという方向で、続けていくというものでした。

この自立支援プログラムは地域とつながるから、開かれるからということが非常にありました。 つまり、地域でどうするかというところが地域モデルの最大の特徴かなと思います。

当時、私どもは、これを「中間的就労」と名付けました。お金が出ません。もともとそこが居場所のようになります。自立のステップアップもありますが、人によって、働くことがウエートを持っている自立もあれば、実務集団とは別個の自立もあるのです。

ほとんどが釧路方式を、実は右側のほうにステップアップもありますが、つまり、中間的就労を発展させられないかということを思ったところが、案外それまでは違ったんだなと思います。この時代には非正規ではありましたが、最近は社会的企業では、鶴谷さんのソーシャルワークも含めて、こういう方法が一つあるのかなと思っていました。

そのほうが、健闘を市民と一緒に支えながら議論できます。やはり自立というのは、私という内面的な存在です。それを外見的には就労なのか、隠居しているのか、いろいろありますが、私は、

そういうのが大事ではないかと感じ始めてきたのが、ここの新しい取り組みになってきています。

やはり、ケースワーカーがこれを機に元気になりました。いろんな方が見に来ます。「あんたんとこ、すごいな」と。自分たちで「あんたんとこ、すごいな」ということはありません。「どうせ」と言います。ところが、外から褒められて、自分の仕事が見えてきます。ケースワーカーが怒られて当然のような職場から、あなたは褒められているということです。どうして褒められたのか。ケースワーカーが褒められた。それが、大きな変化だったと思っています。

この紙から言うと、資料[2]の「三角形」と言われているものでやってきたわけですし、人数も考えてきましたが、それをもうちょっと考えるときにどういう方向かなということで、いわゆるオール・オア・ナッシングではない、半就労、半福祉。本質的には半利用者、半支援者という方向にもうちょっと変わっていかないといけないのかと。

今はハローワークの一番の悩みは、労働力人口の減少です。つい昨日、おととい、ハローワークの会議がありました。介護職の平均求人倍率が「2.0 倍」ぐらいです。つまり、来ないということです。

一方、事務職は職数がないのに希望が多い。なぜかというと、土・日を休みたい人にとっては、それが、ものすごく大きいことなので、そういう所を求める傾向になっているという話がありました。

こういう問題を踏まえて、釧路の中でどのような雇用に絡んだ仕事を考えるか。私は、当事者が働きたくないと思っているとは思いません。働きがいのあることを願っていると思います。

ある男性が、昼間は外へ出ません。宵間からコンビニに走って、物を買っては帰ってきます。周りの目が気になります。当時、ボランティアとかでこういうのに参加していると、近所のおばちゃんが、デイサービスで偉そうに回っています。「今日はお仕事?」って聞いてきます。「仕事です」

と言えばいいです。そういうことですね。これは、 すごく大事ではないかと思っています。

やはり、私が、施設の中ではどうしてもボランティアがらみだったので、何か仕事が、お金として回っていることはできないかなと思って、こういう段階をまたつくり上げて、当事者、困窮者や生活保護世帯のワークを開発したいと思って団体を立ち上げました。

つまり、そこでは中間的就労の自由はあるのではないかという勝手な活動です。そうすると、今まで会議・仕事だと思わない、ハローワークにあるものしか仕事と思わなかったのが仕事に。いい機会です。これを何とか工夫してと考えて、[図3]のような所に行きました。ここは、なぜかというと、地場産業に超したことはないというと、そうですが、市役所に言われたときは、数字は知っていますが、何という業者がやっているかという実態は全く知りません。この中で初めていろいろな所に行ってみてびっくりしました。

つまり、漁業で働く人の高齢化率が高く、業界 団体からお金を払われるのは最後です。魚を取っ て、最後です。ひょっとしたら、つぶれてしまう かもしれないような仕事です。でも、手作業でな ければ網も編めない仕事だと気付いて、これだっ たら、今、保護を受けている人と、ニーズを捉え ながら仕事ができるのではないかと思って、これ に行きました

そうすると、これは、地元の銀行の常務が来て、「ここはいいぞ」と言いました。銀行の人がそういうことを言うのか。また、「その技術を失うと、もう二度と戻ってこないぞ」。それを言われたときに、この役目は大きいなと思いました。

つまり、中間的就労でそういう仕事を探して、地域の担い手という問題は、そういう福祉が経済とつながるようなことであると分かりました。こういうことを10年間、一心不乱にやってくると、市のほうが、こういう総合計画があり、福祉の戦略があるというとき、こちらも生活保護という話を堂々とできるようになりました。

保護対策について話せば、恒久対策をその場で

何とかやれということなのか、やはり、あるいは 地域の生活について考えるのかということは非常 に重要なことだと思います。仕事の地方創生の中 にもそれは息づいており、よその方から見れば、 「こういうのはあまりない。珍しいな」というこ とになりました。釧路市としては、そういうとこ ろはまだ提唱していると思っています。

さて、昨年から生活困窮者(自立)支援法が始まりました。私どもも受託をし、さまざまな問題に直面しています。一つは、これをやるについて、先ほども説明がありましたが、私は、「生活保護一歩手前の」という、これは、政治家に理解してもらうためにこういう表現をしたということが多いと思いますが、実際に実践をしてみると、これはちょっと違うなと。それは、つまり(生活困窮者自立)支援法はサンドイッチのジャムではないと思います。そういうことをすごく感じています。

つまり、「第二のセーフティーネット」である 労働法制を使うか使わないか。「第三」と呼ばれ ている生活保護、「最後のセーフティーネット」 と言うけど、ひょっとしたら、困窮者の最後の聖 地ではないかと思う新展開がすごくあります。そ んなに格好よくきれいにはいきませんが、そうい うものを感じます。そうすると、先ほど言ったよ うに、労働人口が減っている中で、やはり支援的 就労がバックに移行して、私どもも、就労準備と か、中間的就労を当てにして、さまざまやってい ます。

つまり、働いたらおしまいという世界ではないということです。働くために4年くらいはかかります。各仕事のイメージを立てられることを含めた人材育成とか、そういうことが非常に福祉的に、あるいは市役所的にやらなければいけない領域なのではないかと、今になって思います。だから、いわゆる雇用システムなどが非常に違うと思い、あるいはそこをどうやって工夫するか。地域と相談しながら工夫するかという課題が一つあります。

そして、生活保護です。私もケースワーカーの OBですから、最低限度の生活保護を受けている のに、何でちゃんとしないんだという態度です。 ですから、向こうのほうもいろいろ顔を見ている ところがあります。生活保護は近所に言いにくい じゃないですか。言いづらいです。

私は、この釧路のミーンズテストの中、枠組みを基本的には持ちながら、実は、民間的な所も多々あったと思いますし、国からゆくゆくは民間になる生活保護というふうに、私は思っています。

実は、釧路は、生活保護を受給している人の車を保有している割合が高いことに驚きました。多分200台ぐらいです。受給額は、ほかの町より1人当たり1万円低いです。稼働率が相当高いです。つまり、保護を受けながら働く人が増えています。

ところが、いろんな自治体だと、交通費は要らないという。これだけ公共交通機関が発達して要らないかと思いますが、済むみたいです。本当に働いても大変だと。平成17年のお母さんの動向を調べました。大体15分圏内しか仕事になりません。それは、電車で行くか、歩いていくかです。そう考えると、車という問題をちゃんと認めないと、都会はどうか知りませんが、田舎では仕事ができません。

中間的就労の現状はそういうことなので、最低限度の困窮であっても、生活保護で救えない側面があると思います。それがいいかどうか、いろいろ議論があります。資産とかいろんなことで制約があります。そういうときに、グレーゾーンが部分によっては非常にあるなと思いました。だから、そこを最低限度だということだけではんこを押すというやり方だけでいいのかと思っています。

当事者の生活家庭に寄り添うこと。今、リピーターが多いです。何か強いて仕事を替わっていて、すぐ辞めてきたかということではありません。つまり、職場は一応行きます。パワハラとかセクハラに遭ったとか。また、今までの子どもの問題が勃発したので相談に来たとか。

そこで、国もそうですが、5月と11月に今度はチェックリストです。三つの技術はどうなのかということを見ようということで、私は、

1980年代に作り上げながらやってきた問題を、今日的な困窮者の中であらためて復活させ、継承させ、発展させ、考えていきたいと思っています。ただし、そこは自己責任というかたちではなくて、協働というかたちで、自分たちが、自らの生活を少しでも変えていけることをやっていかないと、共生型の社会意識なんていうのは、当然生まれようがないと思っています。

役所の仕事は、保護課の仕事なのか、介護の 仕事なのかをまず分けるところから始まります。 あっちだこっちだと分けてすぐやります。保護課 は、協力するというかたちになります。ですから、 まずそこの仕分けをやってどうかということを前 提的に考えないといけないだろうなと思っていま す。つまり、連携というものを漫然と入れてきま したが、なぜうまくいかないのかというのは、ど うも、相手の文化を超えようとして責めるという か、そういうふうになっています。

釧路市にある(釧路市)障がい者(自立支援)協議会は、役所をつるし上げるみたいな、プロパーもつるし上げる話があると、これはけがをします。
[図5]がありますが、これは市内のいろんな園長、連合町内会、民生委員、その他の方たちと、フォーカスの中も、精神障がい者の支援の所にもいろいろ集まって、1年間議論をして確認しました。つまり、自分の分野だけで地域は分かりません。みんな、集まらないと地域が見えません。これが一つです。昨日、一つ知りました。そして、「ああ、あの会の話、知らんかったな」と。そういうことが一つです。

二つ目は、相手を責めないことです。つい責めてしまいます。三つ目は、何か情報の取り組みをするということです。これは、やはり外観内観を1年間、市民の勉強会でやった結果です。まず、市民のレベルで、それを家庭に持ち帰ってやるような、地域で支え合う仕組み作り、あるいは産業を発見することが、相談を進めるうえで非常に重要だとだんだん分かってきたので、こういう、いわば都会形式のようなものを地域に密着しながらつくっていくことが、一つは大事だなということ

です。

ただ、これをシステマチックに考えていくと、 どうなのかというのもあるので、つまりシングル イッシューで子どもの貧困でご飯を食べさすとい う構図は絶対にまずいと思っています。

つまり、「ご飯も食べさせられない家に居させたくない」と。だから、絶対そういうつくり方をしてはいけないと思って、地域で、学生も子どもも大人もみんなで何か集まる場をつくって、食べていこうみたいなコンセプトでやっています。

そうすると、「ひきこもり」の子どもも、子どもといっても、もう30歳、40歳になる子どもをかかえているお母さんが、子どもを癒やして、ご飯を食べて、実はうちの息子は、「こういうことです」という話があったので、そういう地域の公的有りようの中に相談に来るものもあるんだなと思いながらも、同じように来る人も居ます。こういう感じです。

先ほど言ったように、ここが生活福祉の事務所ですから、そこを応援するために集まっているのはどうしてもスタンスとしてはあります。ただ現実問題として、水道料などは昔は直営でしたが、いまは徴収部門はなくしています。あるいは委託だったりします。

公営住宅はちゃんとしていますが、いわゆる一般の市民の民間住宅は、「俺、知らないよ」という構図になったりします。でも、そこにいろんな問題が発生します。例えば、一番問題なのは、生活が苦しいということがあります。高齢者の保証の問題、住宅、住まいの問題です。 5 階から下りるのは大変だから下に下りたいけれど保証人が居ないという問題があります。

あるいは困窮支援でも、生活が苦しいうえにいろいろと議論があって、どうなのか。つまり、社協がいいのか悪いのかという話になってくるのは、さらに根本的に言うと、社会における保障とかつながりとか、そういう根本的な問題があるのではないか。

あるいは個人情報保護という問題が、ひょっと したら地方でつながらないようにしているかもし れないので、これを条例でぶち上げようという町 もあるので、そういう仕組みの問題を今後取り次 がないようにしているなと考えています。

奈良県の社協など、いろんなことをしている所 もありますが、お金を貸すとか貸さないとかの枠 組みで終わってしまっている現状の問題もありま す。

地域においては、インフォーマルとフォーマルとナチュラルが支援的には、制度を充実させることは大事ですが、それを支えるインフォーマルな幹や、自然の中にあるナチュラルな見えない資源とどうつながっていくのかということが大事です。私の友だちが住んでいる地域で、彼らはそのようなことを提示していて、私は、どうもそうだなと。

最近聞いた話では、三陸沿岸は、1月、2月の ワカメを採る時期に、元気にしているおじいさん やおばあさんが、みんなワカメを採りに行ってい ます。そして、実入りもあって楽しい。そういう ことにもう少し目を向けることが大事です。

70歳のお年寄りが、働かない息子のことが心配で相談に来ました。私も、「趣味は何?」という話をしました。釧路和商市場で、週に1回、入店客調査があります。「これ、やる?」と言ったら、「ものすごくうれしくて、わくわくする」と言いました。お金の大小はありますが、そういうことをたくさんつくっていかなければいけないと思いました。

普段、私どもは、どうしても「資源を開発する」と言ってしまいますが、本当は、普段あるものをどうやって「発見する」ではないか。「あんた方、ぼうっとして歩いてるね」ということで終わらないで、それが福祉では見守りになっているかもしれないので、そういう人たちをつなぐ人がどういうふうに間に入って、地域的につながるかという課題は多々あると思っています。

市役所では、「水道料を何とかしてください」 という人が来ても、仕組み上、「まかりならない」 と言いました。では、相談者はどうしたか。今は 養護施設で働いている人です。その頃は、公共料 金を払えなければ、いきなり止められました。だから、コンビニやスーパーに行ったら、用事があれば無料でできました。100円ショップでLEDを買って何とかしました、

つまり、役所が、「止めるぞ」と言ってくれたら、 必ず相談すると思います。 つまり、申請主義とい うようなもの。それを言いにいったら、「いやいや、 もう委託してて、俺たちが、委託先に水道上げる とか言うと、請け負いだからできない」という仕 組みが、今、役所の中にあります。 つまり、介護 も障がいも、みんな地域に出した。 結局、「俺ら はあんまり分かんないわ。 知らないわ」という仕 組みの中で生活を考えているということになりま す。

これは本当にいいことなのか。つまり、もともと福祉事務所はそうですが、直接性というのがあったはずですが、それが、非常にいろいろなものが入っていて、そこが見えにくくなっています。この問題をどういうふうにするのかというのは非常に大きいです。

つまり、一つの世帯に、お金を徴収する市役所 と支援する市役所が同居しているということの矛 盾をどのように解決するのかということが、公的 な支援の中でも相当問われています。終わります。 どうもありがとうございます。

岡部 どうもありがとうございました。櫛部先生から、実践を通して、ご自身が釧路市役所に入庁からこんにちの活動に至るまでに、どのような思いや取り組みをされてきたか、とりわけ、釧路方式で行ったことが、早く言えば、社会福祉の実践者、あるいは教育・研究者にとっては、いろいろと示唆に富むお話をして下さいました。

そこでその示唆について私なりの理解と皆様への問いかけを致します。社会福祉の目標あるいは目的は、絶えず自立をゴール設定します。そこで言われている自立は経済的自立です。しかし、人は多様な生活をして生きていますので、多様なゴールはあってよいと考えます。多様な捉え方、柔軟な発想で考え、実践していくことの必要性、

そして国の審議会で就労自立、日常生活自立、社会生活自立が設定されたこともあり、その内容を少しでも豊かなものにしていく必要性を話されました。

そうしますと、例えば、就労自立において、多様な働き方があるのではないか。中間的就労ということもあるし、賃金が伴わない社会(参加)的就労もあります。これは、貧困連鎖の問題ともつながってきます。社会的な孤立、関係性を喪失している人たちに対して、どのようにつながりを持ったらよいか、そのときに、居場所という在り方をどのように考えたらよいのか。そういう意味では、社会関係資本、ネットワークが考えられ、その先駆的な取り組みをされてきたと思います。

特に今回の、生活困窮者自立支援法は、主として低所得者対策と位置づけられています。しかしながら生活困窮者自立支援法は単に一般対策と貧困対策にはさまっているサンドイッチとしてとらえるべきではないと考えます。それはどういうことかといいますと、生活保護にならない、あるいは、一般対策中で対応できない、低所得者対策ということだけではなく、生活困窮者自立支援法は、私が冒頭に、生きづらさ、生活しづらさ、働きづらさを抱えている人たちに対してどういうまなざしを向けるのか考え実践していく契機となるという話をしました。

これは、新たなネット、一般就労、低所得者対策、 貧困対策を超えて、地域の中で新たな取り組みを 志向することで、そういうチャンスとして、とら えるべきである。支援、つながり、要するに、「連 携」を考えたらよいのか。

では、どういう方法で、地域住民と企業あるいはNPO、ボランタリー団体、行政等が連携していくか。もう一つ、支援方法の提示があったと思います。それではどうしたらよいか。櫛部さんは、白沢(久一) 先生や久冨(善之) 先生という、社会福祉や教育に熱い思いを持った先生の教えを受け、個人の自立、地域の取り組みをされていると考えます。

そのため、発題してもらいました。社会のいろ

いろな課題をどう見るのか、どう取り組むのか、 また、それに対してどう体制を構築していくかに ついて、貴重な発題をしていただきました。また あとでお話をしていただきます。今回は、先輩方 のリレーです。

では、私の10期先輩の大橋(謙策)先生から 話をしていただきます。生活困窮者自立支援にも つながる、コミュニティを基盤としたソーシャル ワーカーの養成ということで、お話をしていただ きます。よろしくお願いします。

大橋 大橋です。日本社会事業大学の学部に 1963年に入学して、1967年に卒業しました。学生時代、入学式の日に朝日訴訟の東京高等 裁判所の公判があり、入学式のあとのスケジュールを全部キャンセルして、朝日訴訟の公判を聴いたことがあります。「憲法第25条」に基づいて、健康で文化的な最低限度を保障することを、学生時代に随分学びました。その後、ずっと学生運動をやってきました。「社会保障運動史」を見ると、私の髪の毛がふさふさしている写真が今でも載っています。

そのときから、自立支援の捉え方がやや問題なのではないかと疑問に思い、ずっと悩んできました。お手元のレジュメで、まず生活困窮者問題の社会構造を整理しました。

こんにちの生活困窮者自立支援法における生活 課題に、私は大きく二つの流れがあると思います。 一つは不安定就業層です。江口英一先生は、社会 事業大学に非常勤で教えに来ていました。この先 生が1966年に書いた「日本における社会保障 の課題」という論文があります。私は、それを読 んで、非常に啓発を感じました。

その当時、貧困問題は資本主義が生み出す必然だと言っていましたが、そんな単純なことではないのではないかと悩んでいたときに、江口先生が、不安定就業層という概念を使っていろいろ説明をしました。この不安定就業層の人たちを放っておくと、住民の約25%が生活保護に至る可能性を含んでいます。それを回避するためには、地方自治体ごとに対人福祉サービスと呼ばれるものを常

にしていくしかないのではないかという問題提起 をしていました。

その当時は、何か社会福祉の問題があると、すぐ、「国が悪い」、「厚生省が悪い」、「政府自民党が悪い」と言っている風潮の中で、非常に実証的に、この江口栄一先生は話されました。学部の四年生のときに学んだ論文です。それが、今拡大していて、とりわけ2000年に労働者派遣法の適用範囲が製造業まで拡大したことによって、派遣社員の非常に不安定な状況が出てきています。この流れをきちんと分析しておく必要があります。

一方の流れは、私どもが、1960年代、既に「新しい貧困」という言葉を使っています。新しい貧困とは何かということを私なりに整理をすると、実は三つあります。

櫛部先生の先生で、社会事業大学の大先輩である北星学園大学の白沢久一先生は、江戸川区で福祉事務所の現業員をしながら大学院を出て、のちに北星学園大学の教員になります。その白沢先生が1968年に行った、主に母子世帯の生活保護受給者の実態調査の結果の中で、生活力がなくなっていると指摘しています。私の言葉で言えば、「生活技術能力、家政管理能力が持てていない」。そういう人に金銭的な給付をしても、それを有効に活用して自立につながらないというのが問題提起です。これは、のちほど1984年に、勁草書房の「生活力の形成(~社会福祉主事の新しい課題)」という本になりました。

この新しい貧困の一つ目は、自分の生活を工夫 し、生活の知恵を発揮し、家計を成り立たせると いう、地域住民が本来持っている能力が非常に弱 くなっているという問題提起です。

二つ目は、1970年頃に書いた論文で触れましたが、ショックアブソーバーの喪失です。人間はいろいろなショックを受けますが、家庭が非常に小家族化・小世代化して、家族が持っている、そのショックを緩衝し、和らげ、受け止める機能が非常に脆弱(ぜいじゃく)になってしまいました。ですから、核家族あるいは一人親家庭の場合は、外からのショックがストレートに親や子ども

に襲い掛かります。これは、ショックアブソーバー機能が大変弱くなったということが、実は、さまざまな心の病等も含めて、喪失をしてきているということを書きました。

三つ目は、ソーシャル・サポート・ネットワークの脆弱化の問題です。さまざまなつながりが、大変弱くなっていきます。このソーシャル・サポート・ネットワークは、図〈地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーク〉がありますが、そこの右に、古典的ソーシャル・サポート・ネットワークが、「情緒的」をはじめとして示されていて、これは、ハンスの定義の一部分ですが、このソーシャル・サポート・ネットワークが非常に弱くなってきてしまいました。

今回の学生研究奨励賞で、青木優美さんが、児童養護施設出身者のソーシャル・サポート・ネットワークのことを採り上げてくれています。私も児童養護施設にずっとかかわったことがありますが、正直なところ、児童養護施設の出身者のソーシャル・サポート・ネットワークは非常に脆弱です。従って、ショックがあれば非常にストレートにその人に襲い掛かってしまうという問題提起をしています。

これは、新しい貧困という記録の中で、私どもは、就学奨励費、今で言う教育補助です。その当時は、生活保護の養育費用の1.5倍の基準まで使えましたが、私は、既に教育補助の基準を生活補修の1.6倍まで高める闘いをやっていました。

あるいは、私の同級生は、江戸川区で生活保護 世帯の学習支援をずっとやってきました。私自身 は、「貧困の世代継承」という言葉を、1974 年の論文で書いています。今、「貧困の連鎖」と 言いますが、親の貧困が子どもにつながっていく 問題をどうするかということです。それを断ち切 るためには、教育補助制度の水準を上げる、学習 支援をすることが大事なのではないかということ に取り組んでいました。

このような問題が、実は、1990年にも、私 どもは、生活支援地域福祉事業研究会のもとで、 問題が非常に深刻になっています。その人たちは、 福祉サービスを利活用する能力も十分に備わっていないので、潜在化してしまいます。ニーズが顕在化してこないという問題を採り上げて、アウトリーチ型のアプローチをしないと問題解決につながらないと言ってきましたが、残念ながら、取り組みは十分ではありませんでした。

従って、生活困窮者自立支援法が昨年施行されましたが、その背後には、1970年頃、1990年頃、かつて日本の政策的にも、実践的にも研究的にも言われてきていたので、その辺のことはきちんと踏まえたうえで対応していくことが必要です。

障がい者の地域移行支援とありますが、1971年以降、社会福祉施設緊急整備5カ年計画が出されて、それ以降、急速に入所型施設が造られています。また、時期を同じくして、精神病院のベッド数も急速に増えています。

今、この人たちを地域に戻すとすれば、入所型施設で行っていたサービスを地域で利用できる仕組みを作らない限り、義援的に地域移行をしても、問題は地域に丸投げされるだけです。イギリスが、「コミュニティーケア」の名のもとに、全部地域に出しましたが、地域の受け皿、システムが十分ではなくて、大変深刻な問題を抱えているということがあります。

もう一つは、離婚による一人親家庭、貧困の増大で、永井さんが「子どもの貧困の背景に関する考察」という論文を書いていますが、まさに、離婚等によって、しかも、一方で、M字型の女性の労働賃金ということもあって、非常に深刻になってきています。

もう一つは、縦割り行政が進んでいて、同一世帯に多問題を抱えています。私どもは、分かりやすく、「8050問題」と言っています。80歳代のおばあさんが認知症で、50代の同居している息子が精神障がい、知的障がいがあるという状況です。この8050問題の全体を支援する仕組みがありません。

実はこれも、1971年以降、社会事業大学の 青森県の卒業生たちが取り組んだ地域福祉事務所 構想という大変素晴らしい実績があります。これは、平成4年まで続きましたが、残念ながらこれは仕組みがなくなってしまいました。

その地域福祉事務所構想は、児童福祉担当、障がい福祉担当、老人福祉担当、生活保護担当という、福祉六法を担当制でやるのではなく、A地区、B地区、C地区という地区ごとに区分けをして、その地区の中で、子どもの問題、障がい者の問題、高齢者の問題、全て対応するという福祉事務所の仕組みがありました。

これは大変画期的なことでした。まさにソーシャルワークが問われます。今、社会事業大学で気を付けなければいけないことは、「私は子どもです」、「私は障がいです」、「私は高齢です」と、そこから入ってしまいますが、そうではなくて、ソーシャルワークを学べば、子どもも障がいもお年寄りのことも、ある程度は分らなければいけません。そういうワン・ストップ・サービスをできる器量がないと、この地域福祉事務所構想はできません。

なぜ青森でできたかというと、日本社会事業大学の卒業生たちがたくさん居て、部長や課長も卒業生ということが、地域福祉事務所構想を生みました。ところが、ほかの自治体は、そんなに専門職が配置されていないので、残念ながら、その構想は広がりませんでした。

今、昨年9月に厚生労働省が出した新しい福祉 指定協議書は、「子ども、障がい、お年寄りをワンストップで受け止めよう。アウトリーチ型のニーズキャッチをしよう」と言っていますが、私に言わせれば、「1970年頃にやっていたじゃないか。1990年に言ったじゃないか。何を今更言ってるんだ」という気持ちもあります。

コミュニティーソー・シャルワークは、問題発見、ニーズキャッチ、信頼関係の構築。この信頼関係の構築は大変です。ごみ屋敷を訪ねて、「片付けてください」と言っても、簡単に納得してくれません。その一人一人の思いを受け止めて仲人をするのは大変な状況になります。

そして、サービスを充足する。足らなければ新

しいサービスの開発。ケアマネジメントとソーシャルワークの違いは、単にサービスをマネジメントしてケアプランを作るだけでは駄目です。いくらいいケアプランを作って、「これでやりましょう」と言っても、その問題を抱えた人が、三日坊主ですぐやめてしまうかもしれないし、諦めてしまうかもしれないので、常に伴走型の支援が必要です。これがソーシャルワークです。

これも、ようやく厚生労働省は、「伴走型ソーシャルワーク」という言葉を使いました。必要ならば、就労、企業化、社会参加をやらなければいけません。こういう流れです。

先ほど、岡部先生は「三つの自立」と言いましたが、私は、三つの自立では駄目だと言っています。一貫して自立支援は、六つの自立の要件を考える。一つ目は、労働的・経済的自立という問題があります。

二つ目は精神的・文化的自立です。本人が、自 らの人生を自分でつくり上げる体質を育てること が大事です。来年、民生委員制度100周年です が、今の民生委員の前身である方面委員制度を 作った小河滋次郎は、「人を救済するということ は、その人の精神を救済することだ。その人が、 生きようと、頑張ろうと希望を持てる、そういう ことを引き出し、励まし、支えていく。これこそ がソーシャルワークだ。社会事業だ」と言ってい ます。

だから、今、「福祉」という名前を使っている 大学は、ほかにもいっぱいありますが、私は、社 会事業大学の社会事業は、まさに小河滋次郎の、 その人の精神、生きる意欲、気持ち、希望を引き 出し、支えていくことこそがソーシャルワークだ と、今考えてきました。それが精神的・文化的自 立です。

三つ目は身体的・健康的自立、四つ目は生活技術的・家政管理的自立、五つ目が社会関係的・人間関係的自立です。コミュニケーションが取れない。1970年に、私は、いろいろな実態調査の中で、学んできました。東京都三鷹市の調査をやって、何をインタビューで質問をしても、何を聞い

ても、「まあね」、「別に」と話がつながりません。 私がずっと習った青年心理学では分析できません。 新たに「まあね族」が出てきた。

そのあと、1978年に、藤原審爾さんが「死にたがる子」(新日本出版社)という本を書いていますが、その藤原審爾さんは、「新しい人種が出てきました。本当に新しい人種としか言いようがない」と。コミュニケーションが取れない問題が非常に深刻になりました。その子どもたち、孫たちが、今、その状況になってきた。最後は、政治的・契約的自立です。私どもは、このような自立支援の考え方を1970年頃からずっと考えてきて、ようやくこんにちに至っています。

1ページ戻って、ヴァルネラビリティということで、これは損保ジャパン日本興亜福祉財団から出ているニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化です。従来、ソーシャルワークは、自分の持っているニーズが制度に当てはまるかどうかを判定してきました。昨年の厚労省の分権もそうです。靴に合わせて足を直すことをやってきましたが、そうではなくて、足に合わせて靴を作らなければいけないということを言っています。まさにそういう状況です。

今までのように、制度に当てはまるかどうかを 判定するなら、法律や通知を丁寧に読んで解釈で きる法学部が一番強いです。だから、地方自治体 で、法学部の人たちがみんなやっている。

ところが、その人のニーズに合わせて、何が使えるサービスなのか、使えないサービスであれば、何を開発するかということも考えるのがソーシャルワーカーです。そうだとすると、それはきちんと訓練を受けた人しかできないのは当然です。

今のソーシャルワーク状況を変えなければいけないということで、ニーズ対応型福祉サービスの開発の在り方、そして、それを事業化するためにはどういうことが必要かということを、ケースメソッド方式を活用して、今、テキストを作り直しています。従来の社会福祉士養成のテキストは、ほとんど制度解説です。あれではソーシャルワーカーになれません。

だから、厚生労働省の今度の新しいビジョンの中でも、「ソーシャルワーク」という言葉がほとんど出てこないし、「社会福祉士」という言葉も1カ所しか出てきません。それも、「法律上、期待されている」という文言でしかありません。これは、社会福祉教育をやってきた人間は、本当に真摯(しんし)に受け止めて改善しなければいけません。

そして、自分の生活を客観化できない人たちがたくさん居ます。そういう人たちに寄り添って、伴走型ソーシャルワークをやることは、とても大事なことです。そこに、ソーシャルワークはあるということを、ぜひ知ってください。

図〈地域包括ケアシステムとコミュニティーソーシャルワーク〉で、地域で自立生活を支援するということは、入所型施設の中でサービスを提供することと全く違います。入所型施設の職員やサービス事業者は、ごみ出しのことはあまり考えません。でも、地域で自立生活をするなら、精神障がいや知的障がいを持つ人たちや、独り暮らしの高齢者も、ごみ出しができなければ地域で暮らせません。

私の知っている自治体で一番ごみの分別をしているのは34分割です。ADL(日常生活動作)で入所施設のサービス提供の在り方を考える。ようやく最近、IADL(手段的日常生活動作)で出ていましたが、それでも地域での自立生活は困難です。もっとアセスメントの仕方を全面的に見直さないと駄目です。このアセスメントツールも、残念ながら、十分に整理されていません。

ことさらに、医学モデル、生活モデルと言っていますが、生活モデルになっていません。私は、社会生活モデルをきちんとしなければいけないと考えています。この左側のフォーマルなサービスをコーディネートする一方で、右側のインフォーマルなサービスを開発してコーディネートする、この両者を有機化しない限り、地域自立生活支援には至りません。

厚生労働省は、ようやくそこに気が付いて、今 までは左側だけやってきましたが、2008年以 降、右側が大事だと。でも、右側は、気を付けないと地域住民はソーシャルエクスクルージョンになって排除してしまいます。住民の意識を変えてインクルージョンするためには、住民への働き掛けが相当大事だということを言い始めています。そして、先ほど言ったように、どうしてもヴァルネラビリティの人たちは、自らサービスを利用したいという力が十分にはなく、どうしても潜在化しやすいので、これを発見するということを総合的にやるソーシャルワークの展開的システムを、市町村でどうするか。

私どもは、2000年に長野県茅野市、人口5万7千人を四つの地区に分けて保険サービスセンターをつくり、その地域包括センターを中心に、クリニックと訪問介護、訪問看護も入れて、このコミュニティ・ソーシャルワーカーである行政職員と社協職員と保健師をそこに全部配属しました。

東京都世田谷区の27カ所ある「あんしんすこ やかセンター」は、高齢者の地域包括支援センター でしたが、7月1日からは、子どもも障碍もお年 寄りも全てワンストップでサービスを受け付けま す。そこに、社会福祉協議会のコミュニティ・ソー シャルワーカーを置いて、インフォーマルなサー ビスとの連携も意識して、7月から始めます。誰 でもできる時代が来ています。国を批判すること もさることながら、自分の自治体でいろいろなこ とができるということを、ぜひ考えてほしいとい うことを、40年間やって、こんにちまで来まし た。これで終わります。ありがとうございました。 岡部 ありがとうございました。大橋先生からの お話をもっと聴きたいです。特に、私がお聴きし たいのはレジュメにあります図を二つ出された所 です。「図 生活困窮者問題の社会構造」におい て江口英一先生の社会階層の観点からみて労働市 場の不安定化からみられる貧困層の増大また、白 沢久一先生の生活力観点からみられる生活力の脆 弱化と、そしてコミュニティの脆弱化からみられ る社会資本、ネットワークの脆弱化が、ヴァルネ ラビリティにつながっています。そういう人たち

に対してどういう支援をしたらよいかということをトータル(フォーマル、インフォーマルも含めて)、地域の中で支えていくにはどうしたらよいかを考え、仕組み、図で示されています。先生の「図地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーク」では、それを支える教育あるいは実践を行う人材養成はどうしたらよいかを、社会福祉系大学、とりわけ社大の担うべき教育をしているかと言われていると考えます。

青森県の福祉事務所の地域総合担当制の話を伺いましたが、それはこのことと結び付いています。 今日の、新しい局面の中で、それをどうしていくかということを言われていると、私のほうで解釈をしました。どうもありがとうございました。

では、潮谷(義子)先生です。私の15期先輩 です。よろしくお願いします。

潮谷 皆さん、こんにちは。今、くしくも岡部先生が、「私の15年先輩」と言われました。実は、この企画を私の所に持ってこられたときに、私は、「いや、岡部先生と大橋先生、そして基調講演、ここの組み合わせで、これはやったほうがいいし、もう1人は、ぜひ、お若い方を置いたほうがいい」と言いました。私の頭の中では、それきり今日のことがなくなっていました。

私どもは、熊本と東京で独居老人暮らしをしていますが、今週の火曜日に、熊本に居る夫から電話があって、「あんた、学内学会で指定討論者になってるよ。大丈夫かい?」という連絡が来ました。私はびっくりして、頭の中に何もなくて、あらためて見たら、私がなっているという状況の中で、今日、私はここに座っています。

なぜ私が、「ほかのもっと若い方で」と言ったかというと、私の平均寿命は、余すところあと10年ぐらいなので、未来を切り開くのは、もっとエネルギーがある人たちが関わったほうがいいという思いで、企画をした人と話しました。

でも、しっかりと考えてみると、実は、企画した人たちは、とてもいいかたちで私に振ったと感じています。それは、本学は、70周年を11月5日に迎えます。そして、本学の歩みは、実は、

戦後のGHQ政策の中から、生活保護法に関わる 専門的な人材の育成を担う大学として、この要請 の中で始まりました。

その70年の歩みの中で、私が、卒業生として、あるいは理事長として役割を担っているということは、やはり当然果たさなければならない責任の中にあるということを、あらためて感じました。企画をした人たちには感謝します。

これまでを振り返って、どういう人たちがソーシャルワークの対象になり、あるいは、それは時代の中でどのようなニーズの中から輩出されてきた状況か、社会環境はどうだったかというのは、岡部先生の冒頭の挨拶、あるいは櫛部先生、大橋先生の話の中に出てきたので、屋上屋を重ねるかたちで話をすることは差し控えます。

実は、私が大学に入ったときは、まさに日本が経済成長に向けて助走が始まり、高度経済成長を経験し、終焉(しゅうえん)をしていく過程の中で、私どもは学び始め、そして、社会に出ていったという状況があります。この時期、福祉は、体制的・体系的に完成に向かっていった状況のときです。経済成長期を敏感に感じ取り、1956年の「経済白書」の中で、「もはや戦後ではない」という書き方をしています。同じ時期、1956年、「戦後は終わらない」と述べています。図らずも、二つの文言が、経済成長という状況の中で、経済と福祉が非常に大きな意味合いを持っている言葉としても象徴していると、私は感じています。

実は、1956年5月1日、水俣病が公式に認定されました。「もはや戦後ではない」という政策の中から、水俣病の状況が生じ、認定患者が出ました。さらに、1956年になると佐久間ダムが完成します。その年、日本最大の巨大ダムである黒部ダムが着工し、1961年に完成しています。私が知事時代に大きな課題として取り組まざるを得なかった川辺川ダムも、1966年7月に計画が始まり、そしてハンセン病の問題。

1946年と1955年に、らい予防法の改正 がなされています。1931年に成立したものが、 この2回にわたって成立をしています。にもかか わらず、この二つの改定のときに、入所規定はありましたが退所規定はありませんでした。

さらにもう一つ、1998年にハンセン病は国 賠訴訟を提起しました。私自身は、この問題と、 川辺、水俣、ハンセン病、本当に自分の課題とし て取り組みを進めていかなければなりませんでし た。経済の発展の中で生じてきたものです。

自立は6項目で考えていくべきだと大橋先生が 言われましたが、私も賛成します。同時に、自立 ということを、足らざるところを一人一人が自覚 し、そして、それを補うこともあるという支え手 の問題の情報発信が、経済成長のこの時期の中で、 福祉六法は、いわば縦割り行政、さらに言うと、 この六法によって、措置費が完全に完成するとい う時代の中で、「支え手があるんだよ」という声 を上げられなかった人たちが、真の自立を阻んで いくという状況の中にあったと感じます。

さらに、私は、社会事業大学に入学したとき、 多分、その時期に四年制大学になって、短い期間 の中で募集が始まるという状況がなかったら、社 大と出会っていなかったのではないか。この時期 は、実は、国立一期校に落ちて、社大はまだ救わ れる状況があるということで集まってきた人たち が非常に多かったです。私以外はとても優秀な人 たちがたくさん居たということもあります。

そのときの私どもの入学の位置付けは、日本社会事業大学開校・学部一期二期生入学というかたちで、短大に残った一期生と、私ども新しく入った者が、一緒に入学をするという差がありました。その開校したばかりの社大には、本当に素晴らしい先生が、非常勤に至るまで居ました。その時期に学ぶことができたことは、私にとっては、そののちの社会福祉に関わる仕事をし、あるいは自治に関わる仕事をするときの根幹が養われたという思いがあります。

ただ、今回のテーマは、「ソーシャルワーカーとして」ということが言われていますが、私たちが学んだときは、ソーシャルワークということではなく、むしろ、GHQが意図した生存権の保障につながる生活保護法に伴うケースワークが集中

的なところでした。ソーシャルワークということ ではなく、公的扶助とケースワークというかたち で、中林先生から学びました。公的扶助ケースワー クということでした。

1961年に、生活保護法の基準が、マーケットバスケット方式、つまり、人が生活をしていくときに、必要量がどれぐらいって、何がどれぐらい要るという積み上げ方式で、生活保護基準が立てられました。そして、女性と男性でエネルギー消費が違うので、女性と男性は生活保護に伴う受給額が違うという状況の中での生活の保護は、私どものスタートラインの学びの中にありました。

生活保護基準が1961年にマーケットバスケット方式からエンゲル方式に変わった背景には、1957年の朝日行政訴訟がありました。朝日行政訴訟の裁判の間、小川政亮先生は、授業で私たちを裁判所に連れていきました。そして、現実にどういうかたちで、生存権に関わる内容が法の中に挙げられているのか、また、「憲法第25条」に基づく精神性が生活保護法の中に求められているが、実際は、「憲法第25条」に対して、社会的な価値観、あるいは学者たちの中でどのような評価がされているのか、私たちは、授業として裁判に行き、それを経験しました。

健康で文化的な最低限度の生活は、地域格差があります。そこまでは私たちも納得をするところですが、国側に立った証人の一人から、「岩手県では、ちり紙を使わないで、縄で排せつをしたあとの始末をしている」という実際的な話を聞いたとき、愕然とするものがありました。生活の地域格差、しかし、それが「文化」と言われていることに、私たちは非常に驚きを持ちました。

また、岡山県まで行って、朝日(茂)さんの姿、 結核療養所がどういう状況にあるかも実際に・・・、 つまり、私たちの時代は、社会調査実習が必須で したし、前期2週間は、全員が福祉事務所で実習 をすること、後期2週間は、自分の進路と関係が ある所で実習をすることが必須義務でした。現場 がどのように動いているのかを知ることなしに、 ニーズを把握し、専門的に働くことはできないと いう、徹底した教育がされていました。

ちなみに、この社会福祉学会は、1960年 11月に、木田徹郎先生を発起人として発足しま した。そのとき、木田先生は、「同窓会、学生、 教職員の研究及び総合研修の場である。こういう 意味合いの中で、社大の社会福祉学会を発足させ る」と言われました。

社会福祉学会を何回か経験しましたが、先生たちが前列にたくさん居て、私たちが学会発表をするときは、先生たちが質問されました。こういうことにさらされながら、卒業後も社会福祉学会に対応しました。

苦いことを話します。社大の先生は、会場にど れぐらい居ますか。「変革する力 力量あるソー シャルワーカーへの途(-生活困窮者自立支援を 問う一)」が、今回、テーマに掲げられています。 まず、社会福祉学会がどのようなかたちで話が進 められているのかという、教える側の熱心さを問 いたい。さらに言うと、私は、自分自身がソーシャ ルワークを学んだことに関して、この大学でもぜ ひソーシャルワークを学んでもらいたいという願 いから、日本財団にお願いをして、現場でソー シャルワーカーとして働いている人たちを15人 呼び、ソーシャルワークの現場はどのようになっ ているのか、法とソーシャルワークはどのような 関係性の中にあるのか、自主性のテーマはどのよ うなニーズを掲げた人たちを対象としているのか を学生たちにしっかり話してもらいたいお願いし て、講座を展開しました。

受講生が一番少なかったときは3人でした。一番多かったときでも、10人を超えることはありませんでした。これが、ソーシャルワーカーを人材として輩出していく本校の状態です。

私は、ぜひ皆さんと一緒に、本大学が今後とも 力量あるソーシャルワーカーを輩出し続けていか なければならない役割ということを確認し、これ を本大学の使命感としてもらいたいという願いが あります。

当時、私たちは、大学の授業のほかに、原宿に ある引き揚げ者住宅でセツルメント活動を展開し ました。また、「発達障がい児」はその当時はなかった言葉ですが、石井哲夫先生、飯田(精一)先生を通して、私たち学生は現場で対応してきました。そういう筋がなければ、私は、本日のテーマである、今後に求められる「力量あるソーシャルワーカーへの途」を本学が担っていくことは大変難しいという感じを率直に抱いています。

また、仲村優一先生の公的扶助ケースワーク論 の周辺で、ケースワーク論に関しての幾つかの論 議がありました。その一つが岸勇先生で、公的扶 助とケースワークは切り離すべきだという論があ りました。私は、就職をして生活保護法を担当し たとき、公的扶助とケースワークは切り離すべき だということに、何となく感じるところがありま した。なぜなら、現場では、一人のケースワーカー が持つ法定基準である80ケースはとうに越え て、100近いケースを持たなければなりません。 そして、一人のケースワーカーが(社会福祉)六 法全体に目配りをしなければならない状況にあっ たので、ケースワークが入る余地はなく、計算ワー カーに徹していく、切り離すという論を出した先 生の背景は、よく分からないでもなく、感じると ころがありました。

また、医療ケースワーカーの草分けと言われている浅賀ふさ先生は、「ケースワークは、知識、技術、訓練、哲学的態度を身につけること」と言っています。私たちのときは、専門教育とともに教養教育が大変重視され、大学は、さまざまなかたちで学びの機会を用意し、非常勤講師として、まさに一流と呼ばれる人たちが与えられました。例えば園部三郎先生、そのほか、統計学に関わって、あるいは英語、ドイツ語、本当に素晴らしい人たちとの出会いがありました。浅賀ふさ先生が言うケースワーカーが身につけなければならない要素は、あらためて言われるまでもなく、私たちの学びの当初にありました。これが社会診断と士業の能力として活用されていく基礎であると、先生は触れています。

さらに、竹内(愛二)先生は、ケースワーク、 コミュニティーオーガニゼーション、グループ ワークの3分野が、社会科学的な専門社会事業として求められているとしました。このことも、仲村優一先生の公的扶助に関わるケースワーク論としていろいろな所で出されたものですが、私たちのカリキュラムを振り返って考えたときに、私たちが、この3分野をしっかりと学び取らせてもらっていたことにも気付きます。

そののち、社会福祉法人勤務を27年しました。 私は、福祉六法を担当しているときに、本当に上司に恵まれました。選抜方法は、社会資源の活用と、他法を優先することでしたが、私の最初の上司は、他法優先、社会資源の活用を徹底しました。そして、大学でカットと言われるぐらいの状況でしたが、大分県に異動をしたときに、私の上司は、団地は良くない。しかし、恐れなければならないことは老朽化だ。それと、もう一つ考えなければならないのは、申請したそのケースを却下したときに、この人は、今後、いったいどんな生き方をするだろうという気持ちがなければ、生活保護法は成り立っていかない。それは、生存権保障につながっていかないことにつながるからだと、二言目には言いました。

しかし、残念ながら、私たちの時代は、生活保護法を申請して却下された人がそのあとで自分の生きるすべを得ていくことは、こんにちのように非常に困難な時代でした。また、生活保護法の周辺には、人権の侵害と差別、人間的な卑屈さ、諦観、進学を断念させられるといった事情がありました。

その中にあって、本当に考えられない状況でしたが、私は(熊本県)知事になりました。2000年に知事に就任したときに私が取り組んだことは、地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)でした。つまり、これまで中央集権的な流れの中にあった明治以来の行政システムが、分権に変わりました。そして、社会事業の基礎構造改革を経て社会福祉法に行きましたが、それは、まさに地域の中のニーズをすくい上げることなしには展開することができません。機関委任事務が廃止されて、法定受託

事務と自治事務に分けられ、また介護保険法が始まるときに知事になりました。

そして、熊本県をどのように考えていけばいいかというときに理論的な背景にしたのが、ユニバーサルデザインでした。ユニバーサルデザインは、ロン (ロナルド)・メイスという重度の障がい者が、ノースカロライナ州の州立大学で建築学を学び、教授する中から生まれたものです。

バリアフリーは、不利をなくしていかなければなりません。フリーに生活しなければなりません。一方、ユニバーサルデザインは、始めからバリアをつくりません。つまり、人権と平等と自己実現を図ることを、生活保護法、あるいはそののちの施設生活の中から学んだ私は、行政でユニバーサルデザインを展開することによって、人間の尊厳を冒さない福祉の在り方や暮らしの在り方、あるいは命や健康を守っていく意思を、行政の中で実現していきたいという思いがありました。

そうしたことを経て、今回、大きなテーマとして出されている自立支援法を考えたときに、生活者困窮自立支援の生活保護法の周辺で散々に感じてきたのは、人間の胃袋は満たすことができるけれども、失うものが大きかったことでした。でも、生活困窮者自立支援の中でこれを救うことができるという、大変意味合いの深いものができあがったということで、私自身は大変喜びました。

レジュメにある「2014年を迎えて」で、私は、自立支援法に関して、あるいは生活保護法の改正に関して、まさにソーシャルワーカーの存在価値が問われている中身が自立支援法であることに触れました。ソーシャルワーカーとしての力量がなければ、この中で言われている社会資源の活用の問題、あるいは個人に目を当てつつ、社会の中で存在をしていくことへの後押し、別の言葉で言うと、本当の意味での自立に向かっていく道筋は、ソーシャルワーカーの力量に懸かっています。これを一つのきっかけとして、実力あるソーシャルワーカーを育てていくことが、社大としても大変大事なことです。

もう一つ、本大学は、ソーシャルワーカーの領域の中で、災害ソーシャルワーカーの理論と実践の方向性を、本腰を入れてきちんと整理をしていく必要があります。2013年12月14日、日本社会事業大学同窓会福島支部が市民講座を開きましたが、その柱は東日本大震災でした。それぞれの立場からの発表は、まさにそれぞれが災害ソーシャルワーカーとして実践をしている状況発表でした。

また、今回、私自身が(2016年)熊本地震を 経験しました。この中でも、全国から来た、ソー シャルワーカーの卵たち(大学生)の働き、東日 本、さらには阪神・淡路(大震災)を既に経験し た人たちの姿を見たときに、理論と、もう一つは、 実践現場をつなげていくことが、ソーシャルワー カーとしての枠組みの中で樹立されていく時代を 迎えていることを大変実感しました。

そうしたことを含めて、「力量あるソーシャルワーカーへの途」という中に、生活困窮者自立支援法、あるいは新しくなった生活保護法の実践とともに、災害ソーシャルワークにも目を注ぎながら私たちの大学でもしっかりとした対応をしていく責務が、70年を一つの区切りとして、私たちの大学に課せられている人材養成ではないかという思いを抱いています。

さらに言うと、これだけ社会福祉系の大学が増えてきたこんにち、日本社会事業大学は、他の大学と同じでは良くありません。使命感を持ち、付託のできる大学として、国と人々とそれをつないでいく人間性ある、人間の尊厳を冒さないソーシャルワーカーの育成にしっかりと取り組んでいくことが、今まで言われてきた法と法の隙間、あるいは法の実践現場で、人材がなかなか育っていないことを担っていく社会福祉の役割ではないかという思いを抱いています。ありがとうございました。

岡部 潮谷先生、ありがとうございました。潮谷 先生は、GHQから要請されて、その中でどのよ うな学びが求められていたのかという大学の成 り立ち、また、そこで素晴らしい先生たち職員の 方々、学生たちなどとの出会い、そして仕事をしてからの関わりの話をしていただきました。

社会福祉は、ある意味では、生活が非常に困難な人のリスクマネジメントをする側面だけで見られます。しかし、生きること、生活すること、働くことを批判的に見ていくことの大切さ、これらを、絶えず検証しながら新しいものをつくっていくことが、新たな生活の改善にもつながることをおっしゃっております。

そうお話されたときに、生活困窮者自立支援法は、対人サービス法であり、個別支援、地域支援をどう行っていくかを問われることであり、社大ではそれを担える人材養成を行う教育が行えるか(行っているか)という大学の使命(ミッション)が問われていると述べています。

潮谷先生は、そのためには人間の尊厳を大切に する、高めていく、教育や実践が必要だと強調さ れています。

この会場にいらっしゃる皆さんの大半は、この 壇上のお話から、こんな教育を受けました、こう いうことを学んだと、学生時代の記憶を呼び戻し ながら聞いていらしたのではないかと考えます。

残り時間があと7分です。これまでも言われていますが、議論する時間がありません。力量あるソーシャルワーカー育成をどうのようにしたらよいのか、一言ずつ何か発信していただければと思っています。櫛部(武俊)先生から一言でお願いします。

櫛部 私は、生活困窮者の自立支援を進めているネットワーク(釧路社会的企業創造協議会)の理事をやっています。この間の研修で、「生活保護の緩急化あるいは適正化等」という言い方が出ました。やはりパッケージ型の生活保護を考えていくことが非常に必要です。

今、議論の話がありました。ただ、最近は、議論があまり芳しくなく、昔の懐かしいワーカーが、どうしてケースワークをやればいいのか、分離するのかは、ずっと歴史がある話でしたが、なかなかうまくいきません。私は、一般事務職の人を飛ばして、自治体に社会福祉士の資格を持った皆さ

んが、ぜひ就職をしてほしいと思います。そして、 田舎にも来てください。

私はソーシャルワーカーですが、町に来ると、ソーシャルワーカーは、町のプロデューサーだと思っています。制度をただ使えばいいという人ではなくて、この町をどうしようという人にきっとなると思うし、役所ならば、紙1枚であっち行ったりこっち行ったり、いろいろな扱い方はありますが、その中で、そこでじたばたしないで生き延びていると、きっといいことがあります。私は、ぜひ皆さんが、社会福祉士が、そういう所に進出してくれるようにお願いしたいと思っています。

岡部 どうもありがとうございました。大橋(謙 策) 先生、お願いできますか。

大橋 私のレジュメの2ページに、参考文献で「ソーシャルワークの楽しさ、怖さ、醍醐味」を入れました。これは、中央法規出版から昨年出た「社会保障制度改革とソーシャルワークー躍進するソーシャルワーク活動II」(日本社会福祉会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟共著)の終章に収録されています。

今年7月18日の海の日は、ソーシャルワーカーデーが行われます。去年は全国37都道府県で行われました。今年はそれを超えます。今年のテーマは、「ソーシャルワークの『楽しさ』・『怖さ』・『醍醐味』一人々の尊厳と価値の促進Promoting the dignity andworth of peoples」です。怖さは、まさにその人の人権、その人の生活を左右するという、恐れるものにも似た怖さです。一方では、その人が、もう一度人生を頑張ってみよう、自分を再設計していくというところに携われる楽しさがあります。しかも、それを進めていけば、地方自治体や地域造りそのものにも関わっていくという醍醐味もあります。

ぜひ大学で、ソーシャルワークの楽しさ、怖さ、 醍醐味を実感できる授業をしてもらいたいと思う し、学生にもそう学んでほしいです。先生たちが どういうメッセージを出すかは、とても大事なこ とです。先ほど潮谷理事長が言われたとおりだと、 私も思っています。それをぜひお願いします。

岡部 どうもありがとうございます。

潮谷 一つだけ、私は参考文献を書き忘れました。 一つは、北場(勉)先生の「戦後『措置制度』の 成立と変容」(法律文化社)を読みました。そして、 蟻塚(昌克)先生の「日本の社会福祉」を読みま した。もちろん「生活困窮者自立支援ハンドブッ ク」(岡部卓編著・中央法規出版)と、櫛部先生 が書かれた本を参考として読みました。

私は、やはりソーシャルワーカーは、現場を知り、そこの問題の所在と求められる解決能力、自らを変革する力を謙虚に蓄えることなしには、真の者であれというサービスのソーシャルワーカーとしての役割を果たすことはできないと思っています。

さらには、私自身、働きの中には、法にかなうことと、理にかなうことと、もう一つ、情にかなうという三つが非常に大事とずっと思ってきました。これは、熊本県の室原和幸さんという、下筌ダムを語った人の言葉(「公共事業は法にかない、理にかない、情にかなうものであれ」)です。以上です。

岡部 どうもありがとうございます。潮谷理事長が、このシンポジウムで最も伝えたいことを言われたと思います。私は、コーディネーターの特権として、意見が分かれることだけ少し話をします。

冒頭で少し話しましたが、振り返ってみると、 社会の中で困難な状況、苦境の中で必死に生きよ うとしている人たちの痛みを感じる、あるいは憤 りを感じる、あるいは別な言い方をすると愛おし く感じる、一生懸命生きていることへの敬意が、 自分の中にあります。そういう人たちが尊厳を 持って生きることを支援していくことは、自分の 誇りにもなりますし、その人たちと関わることに よって自分が成長できるのが、福祉の醍醐味では ないかと考えています。

私は、大学では、社会保障と公的扶助というソー

シャルワークと少し離れた領域を専門に教育・研究をしています。しかし、社会福祉の領域で社会保障論あるいは公的扶助を教えることは、制度資源として有効に活用できるということがソーシャルワーカーになる学生に伝えていくこと考えております。

もう一つは、その人たちがどういうニーズや課題を持っているのか。大橋先生がおっしゃられていたように、社会構造あるいは生活構造の中でどのように生み出されてくるのか、そういうことをどう見たらいいのかという、ヴァルネラビリティについてお話がありました。また、生活力形成のお話をしていただきました。そのため、ひとの生活困難、問題・ニーズについても総合的に学んでいくことは、ソーシャルワーカーの養成では必要であると考えます。

また、個人的なお話をさせていただきます。私の勤務先は人文学部(首都大学東京都市教養学部)です。文学、語学、歴史、哲学、思想、それに教育、心理、福祉、社会学、人類学と、ある意味では、先ほど潮谷理事長が言われた教養を提供する学部の所属です。教養的なというのは、高度なことではなくて、人を見る、あるいは社会を見る、文化を楽しむということで、それは誰が享受できるのだという、教養主義と専門が結び付いたところに人々の暮らしが見られると思っています。

そして、今日は非常にプロの人にということですが、社会福祉の専門性は、教養的なものと専門的なものの組み合わせだと思います。社会の中で福祉をとらえる、これは社会の中で生きる人間を、個人、地域、生活、総合的に見ることです。総合性、専門性を持った人が、社会福祉計画の主体、支援

者になり得ます。そのため、それぞれの幅広い教養と専門をどう結び付けていくのかが必要と思っています。

堅苦しい話をすると、社大でそういうことを随 分学んだからと思います。多くの先生の刺激を受 けながら、社会福祉に関わってきたと思っていま す。

最後に、社会福祉には、やはりリアリティーが なければいけません。学生や教員は現場に足を運 ぶ、直接関わる、その中で考えていくことが必要 です。この知識、技術は本物かどうか、そういう ものを大学教育あるいはフィールドの中で絶えず 確認をしながら、住民、利用者、相談者たちと一 緒に考えながらやっていくことが大切です。そう いうリアリティー、もっと言うと、人間の尊厳に 関わる、関わり方によっては、人の一生を随分左 右する、影響する、そういう必死に真剣に人びと が生きている状況に関わるのが、私たちの領域で あると思っています。そのため、個々の力量のあ るソーシャルワーカーになるため、学生と先生は、 ぜひフィールドに足を運び、自分の提供している 専門や「学び」を吟味をして下さいますよう御願 い致します。

今日は、私の横に、ずっと実践と研究されてこられた櫛部先生、大橋先生、潮谷先生がいらっしゃいます。皆様はまだ若いですから、これから20年、30年は全力で走っていただき社会福祉の醍醐味を味わっていただければと思います。これでシンポジウムを終了したいと思います。潮谷先生、大橋先生、櫛部先生の三人の先生方に盛大な拍手をお願いします。どうもありがとうございます。(終了)

(記録:黒川 京子)

社大福祉フォーラム2016

『変革する力――力量あるソーシャルワーカーの養成』

発題 櫛部 武俊 (一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会 副代表)

【1】生活保護自立支援釧路モデル取り組み 10 年の特徴

- ①「All or Nothing」⇒「中間的就労段階」・・ 図1「釧路の三角形」
- ロ ステップアップ+横への発展可能性
- 地域資源と当事者の自尊感情・居場所・承認・役割
- □ 生活保護行政の公開性は CW の自尊を育てた。

【2】いわゆる釧路の三角形再考・・自立・労働・地域

- ①「半就労・半福祉|or「半利用者・半支援者|
- 回 自立の在り方 ・・スッテップアップから かけがえのない私の実存(円錐・円柱)・・図2
- 中間的就労自立論で仕事づくり・・図3・
- □ 対策から地域政策の中に・・図4

【3】施行一年、生活困窮者支援の課題

- ①当事者の生活過程に寄り添う相談支援と自律、生活力形成
- 回生保手前の縦の制度の一つか、第一のセーフティーネット(雇用・労働)第三のセーフティーネット (生活保護)を通底する基底的な制度か
- ○○住民参加、統制、法務、予算など自治体の在り方。縦ゆえに同じ家庭に徴収と支援という矛盾

入りやすく出やすい生活保護

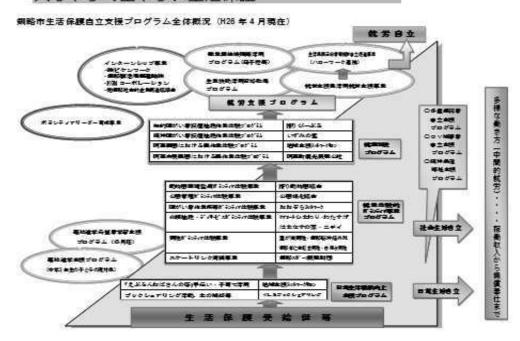


図1

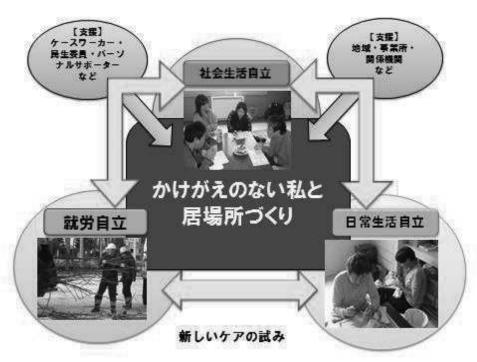


図 2

漁網の仕立て作業等



図3



人材育成と



生活保護受給者の 就労の様子 (自立支援プログラム)

地域の労働力を向上させ、釧路市を支える確かな基盤を作るため、 地域経済を支える人材の育成に取り組みます。

新たな雇用の場を創出するため、企業と求職者のマッチング、雇用 の場となる中小企業の支援を行うほか、ソーシャルビジネスによる魔 用づくりに取り組みます。

具体的な取組例

- 〇将来の担い手である子どもたちに向けた、職業や社会を体験できる揚づ くりや学んだことを社会で実践できる場づくり など
- ○釧路における様々な事業を支えるための有資格者の養成や人材育成を図 る取組
- ○生活保護受給者の中間的就労自立に向けた調査研究
- ○地元技術や匠(人)の認証制度など頑張る企業、挑戦する企業を応援す
- 〇ソーシャルビジネスの担い手となるNPOなどが活動しやすい環境づくり 図 4

包括的な相談支援システム構築事業について

以下のような異体的な試みを達じて、物色による複雑的支援体制を構成する。

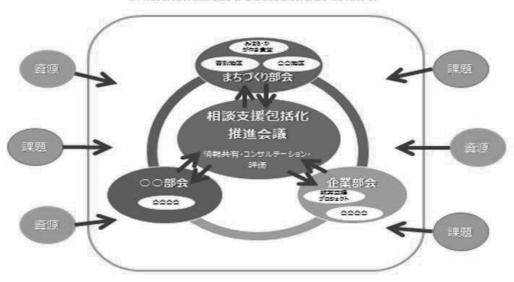


図5



図 6



社大福祉フォーラム2016

『変革する力――力量あるソーシャルワーカーの養成』

指定討論者 大橋 謙策 (日本社会事業大学名誉教授 日本社会事業大学同窓会会長)

I、生活困窮者問題の社会構造 (図参照)

「ヴァルネラビリテイ」の概況 (参照)

「ニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化」(損保ジャパン日本興亜福祉財団 叢書 88 号、「福祉マネジメント研究会」報告書 所収、大橋謙策論文)

第3節 「ヴァルネラビリティ」の概況とニーズ把握及び支援の困難さ

ところで、社会生活上、何らかの生活困難、生活のしづらさを抱えていて、自立生活が阻害、もしくは停滞している人々が自分自身で"困っているから、何らかの助けが欲しい"と叫び、訴えてくれれば問題解決はしやすい。多くの場合、それら何らかの自立生活支援を必要としている人は、"世間を憚って発信しなかったり"、"自らおかれている状況が社会的に見て「逸脱」した状態であるという認識を持てなかったり"という、いわゆる「ヴァルネラビリティ」といわれる社会生活上の脆弱性を多かれ少なかれもっている。したがって、中央集権的機関委任事務体制化で行われてきた「申請主義」に基づき、福祉サービス利用の申請を待って対応するという姿勢では、「ニーズ」も把握できなければ、問題解決にもつながらない。

自立生活上において何らかの対人援助を必要としている人(「ヴァルネラビリティ」を有している人)の概括的な特徴を述べるとすれば、以下のような概況を指摘できる。

- ① 多くの場合、自らが置かれている状況や病識を客観化できる能力が脆弱であることである。収入と支出のバランス、欲望とその実現のバランス等がとれておらず、かつそれをどうすれば解決できるのか、自らの生活の律し方や展望を描けない場合が多い。
- ② 多くの場合、自らの生活のリズムの保ち方、健康管理の仕方、限りある経費を有効に使う生活の知恵、工夫の仕方、家計管理能力等が脆弱であり、様々な規則や約束事を守ったりする社会生活上のスキルが十分開発され、身についていない場合が多い。
- ③ 自らの要求や希望を整理し、それを言語化して表現することや、他人に伝える能力が十分備わっていない場合がある。挨拶の仕方、人間関係の持ち方、会話能力等が十分訓練されていない場合がある。
- ④ 社会的関係性の度合いが薄く、多様なショックを和らげるショックアブソーバーの 機能が十分なく、それらを吸収、和らげ、支援してくれるソーシャルサポートネットワー

ク(情緒的支援、評価的支援、手段的支援、情報的支援)が脆弱である。

⑤ しかも、これほど行政による情報提供がなされているし、マスコミが生活に関わる情報を提供しているにも関わらず、そのような情報から疎遠な生活をしており、活用できる社会資源の存在自体の認識が脆弱である。その背後には、基本的"読み書きそろばん"の能力の発達が十分でない人も多々いる。

したがって、これら「ヴァルネラビリティ」を有している人の援助は、従来の「申請主義」ではなかなか把握しづらく、いわばニーズが潜在化してしまう。しかも、これらの人は、その脆弱性の故に、今まで幾度となく"挫折体験"や"嫌な思いにさせられた体験"を有している場合があり、"素直に他人の支援を受け入れること"に対するアレルギーをもっている場合が多い。

イギリスの J,ブラッドショウが 1 9 7 0 年代に社会ニーズ論を整理し、①表明されたニーズ、②不満、不安として感得されているニーズ、③専門家が必要と判断したニーズ、④社会的に認証され、制度化されているニーズとに分類したが、日本的な"もの言わぬ農民"体質、世間体文化等の生活文化の下では 2 重、3 重の意味で「ヴァルネラビリティ」を有している人の援助は困難をきわめる。

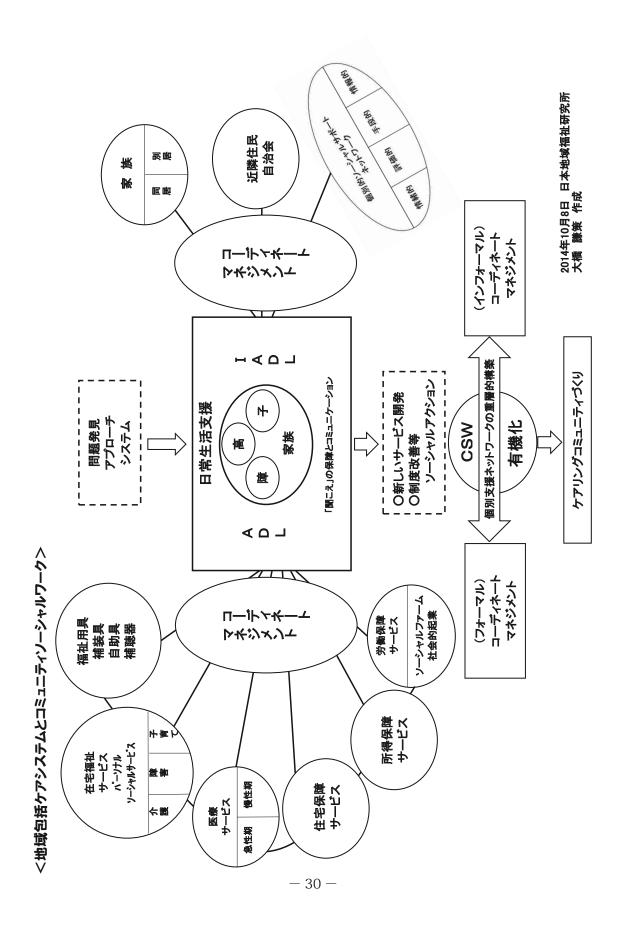
上記したような状況下にある人の支援を行う場合、その人の希望、願いはなんで、どのようなニーズを持ち、どのようなサービスを利用して生活したいのかのアセスメントが重要になる。また、それらのサービス利用上の契約能力も問われることになる。したがって、時には成年後見人制度や日常自立生活支援事業制度も活用せざるを得なくなる。

Ⅱ、地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーク (図参照)

参考文献

- ① 拙稿「ソーシャルワークの楽しさ、怖さ、醍醐味」 『社会保障制度改革とソーシャルワークー躍進するソーシャルワーク活動Ⅱ─』 中央法規、2015 年所収
- ② 拙稿「地域包括ケアとコミュニティソーシャルワークーー新たな地平」 『コミュニティソーシャルワーク』第17号所収、2016年7月発行、中央法規

(2016年6月21日記)



社大福祉フォーラム 2016

『変革する力――力量あるソーシャルワーカーの養成』

日本社会事業大学理事長 潮谷義子

≪振り返れば≫

- 1. 時代の潮流と公的扶助
 - (1) 占領期・・・1945年(S20年)~1952年(S27)
 - ・(1946) 憲法 25 条に初めて「社会福祉」の文言登場
 - •旧生活保護法 1946 年 (S21) 9 月

法案説明には「戦災者、引揚者、戦没者遺族、傷痍軍人、失業者、生活困窮者少なからず・・・」と。

GHQ は公的扶助制度の基本原理として、3 原則「国家責任・無差別平等・必要充足」を指示。憲法 25 条の理念。

GHQ は 1946 年 (S21) 10 月施行の生活保護法には社会事業の専門的従事者が必要。この 為の学校設立を要求した。

日本社会事業学校をまず設立。1946年(S21)11月中央社会事業協会により開校。

•福祉三法成立

生活保護法、身体障害者福祉法 1949 年 12 月、1947 年 (S22) 11 月児童福祉法

- ・新生活保護法 1950 年 (S25) 5 月 憲法第 25 条の趣旨を踏まえて改正。
- ・1950 年「社会保障制度に関する勧告」 日本の具体的な社会保障制度設計の基本的指針。
- ・1951 年「社会福祉事業法」 戦後の社会福祉事業発展の基礎となる→措置制度完成。
- (2) 経済成長期
- 1955年(S30)~1974(S49) 高度経済成長と終焉。

経済白書 1955年「もはや戦後ではない」

厚生白書 1956 年「戦後は終らない」

1956年5月1日 水俣病公式認定。

1956年 佐久間ダム完成。

日本最初の巨大ダム、黒部ダム工事着工。1961年完成。

1960年 日米安全保障条約の改定。

産業構造の変化

<u>農林水産業</u> → 工業化。 軽工業 → 重工業 → 公害、自然破壊

人口移動→過疎、過密、無医村。

上下水道、し尿、廃棄物処理施設等、社会資本不足。

- ・福祉三法から六法へ
- 1970年(S45) 日本の高齢化率7%を超える。

2. 日本社会事業大学と私

(1)入学 1958年(S33)、卒業1962年(S37)

位置づけ・・・日本社会事業大学開校学部1期、2期生入学

「公的扶助ケースワーク」 仲村優一先生 公的扶助に即したケースワーク論として学ぶ。

・1961 年 (S36) 生活保護基準がマーケットバスケット方式からエンゲル方式に変更。 背景に 1957 年 (S32) 朝日行政訴訟提訴。

社会調査実習が必須。

前期・・・2W 全員福祉事務所実習。

後期・・・2W 自分の進路と関係させる。

[ちなみに]

1960年(S35) 11月 木田徹朗先生を発起人として、社大社会福祉学会発足。 同窓会、学生・教職員の研究及び相互研修の場と位置づけられる。

仲村優一先生の公的扶助ケースワーク論の周辺で、

- ・岸 勇先生:「公的扶助とケースワークは切り離すべき」
- ・浅賀ふさ先生:「ケースワークは、知識・技術・訓練・哲学的態度を身につけること。 これが社会診断と治療の能力として活用される。」

- ・竹内愛二先生:「ケースワーク、コミュニティオーガニゼイション、グループワーク、 この三分野が社会学的な専門社会事業と言える。
- ・リッチモンド・・・別紙
- (2) 就職 1962年4月

地方公務員社会福祉主事として、約10年

・生活保護法及び主として福祉六法の担当。この他、庶務、会計、身体障がい者国体担当。

社会福祉法人勤務 約27年

再び地方公務員・・・副知事1年、知事2期8年。 大学学長を経て現在に至る。

- 3. ソーシャルワーカーとしての育みは・・・
 - (1) 現場・・・派生する問題に学び、上司、同僚、専門家、研修に学ぶ。(ジレンマ・・・措置制度。澱のように底にたまった滓。歴史観、命の価値。社会資源。 協働等)→私自身の宗教。
 - (2) ユニバーサルデザイン
 - (3) 生活困窮者自立支援法とソーシャルワーク
 - ・私の中での位置づけ→①人間の尊厳、人権と平等、自己実現を守るセーフティネット。
 - ②地域包括支援の根幹。
 - ③社会福祉法人と地域貢献の在り方えを考える。
 - ④孤立、孤独、自殺防止等、子どもの貧困、貧困の再生産を防ぐ防 波場。
 - ・ソーシャルワーカーの力量を高める法である。
 - ・要望活動から政策、施策、提案へ変革する力の養いを持ち、新たなシステム構築を促す。

4. 最後に私の願い

阪神淡路大震災から 21 年目、東日本大震災から 5 年、そして今回の熊本地震等の災害 は生活困窮者自立支援法の実効性を高めることと、「災害ソーシャルワーカー」養成の 課題は共通事項の中にある、と考える。

本学に於いて理論的に実践的に"力量あるソーシャルワーカーの養成"に一歩踏み出してほしいと願うものである。

現場を知り、そこに問題の所在と求められる解決能力、自らを変革する力を謙虚に蓄えることなしには、真の求められるサービスの支援とはなり得ないと、私は思う。

「法に適い、理に適い、情に適う」ワーカーの養成を。―(故)室原和幸氏のことば

今年の社会保障・社会福祉を展望する-





今こそソーシャルワーカーの存在価値を

。二つの事柄から、問われていること

べる。 きに「走馬灯」ということばをしばしば使う。 そんな心模様にさせた二つの大きな出来事について述 今年の干支は「馬」。人は過去を振り返り表現すると

家として援助できるか、モノの給付とともに、人間とし も、ソーシャルワーカーの専門性と福祉サービスに従事 福島県支部主催による市民公開セミナーである。いずれ 日本大震災後の『今』~これからの生活と支援~」のテ て自立に向かうエンパワーメント支援ができるか、ソー の相互関係を客観視し「いのち・健康・くらし」を専門 する人材育成の質が問われていることを実感する。 マのもと、去る十二月十四日日本社会事業大学同窓会 二つの事柄は人間の尊厳を侵すことなく、個人と環境 その一点は、生活保護法改正である。二点目は、「東

> 学校法人日本社会事業大学理事長 潮谷

改正の内容は三つに大別される。 びとの連携や社会資源の活用、コーディネート能力等々 シャルワークが寄って立つ知識と知力・学術的領域の人 が問われ学びの課題としていく必要がある。 一点目の生活保護法改正の内容にふれることとする。

立支援法の新設である。 ①基準の引き下げ ②法の大幅改正 ③生活困窮者自

がなされた。 昨年八月には七・三%とこれまでにない大幅な引き下げ 二〇〇四年に〇・二%、二〇〇七年に〇・九%、そして ①については、現行の生活保護法が制定されて以後、

あれ幅の大きさには正直驚いた。 活保護における適正化等々があると考えられるが、とも 少子高齢社会における負担と供給、ストレートには、生 この背景には、低経済成長と国債依存による赤字体質

福祉施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、盲聾 私は二十七年間、乳幼児の施設で働いた。そこは児童

児施設等を併設した歴史の旧い法人であった。いずれも さは想像して余りある。 ちが育っている現実、貧困が子どもに与える影響の大き と報告しているものもある。この状況のなかで子どもた 万人の失業者の内約百七万人が一年以上失業状態である は五歳以下という統計報告もある。また、約二百八十五 多く見てきた。現在の生活保護 どもの親も施設出身であったり、家庭機能を学ぶことな 題等マイナス現象がみられた。児童養護施設入居者の子 を及ぼしている事例も多く存在し、教育、就職、非行問 ず、自己肯定感が乏しく、社会性の発達や意欲にも影響 もの心身の健康に影響を与え、未来への希望を描ききれ であった。とりわけ子どもたちの状況は親の貧困が子ど の内、十七歳以下の子どもは二十八万人このうち二〇% しに親となり子育てができない。離婚に至るケースも数 「貧困」と深く関連した生活史を有する人びと (以下「生保」) 受給者

置づけられる意味は重要である。と税の一体改革」の大きな柱に、子どもへ、の投資が位と税の一体改革」の大きな柱に、子どもへ、の投資が位と税の一体改革」の大きな柱に、子どもへの投資が位と税の一人一人の子どもは将来の日本の歴史を少子化のなかの一人一人の子どもは将来の日本の歴史を

必要といえる。

・一点目の法の改正は、社会福祉基礎構造改革のなかで、一点目の法の改正は、社会福祉基礎構造改革のなかで、一点目の法の改正は、社会福祉基礎構造改革のなかで、一点目の法の改正は、社会福祉基礎構造改革のなかで

六日に成立した。二〇一五年四月施行となる。同法では、度廃案となりその後臨時国会に再提出され、昨年十二月三点目の生活困窮者自立支援法は二〇一三年六月に一

援事業、⑤生活困窮者家計相談支援事業が位置づけられ生活困窮者就労準備支援事業、④生活困窮者一時生活支給付金の支給が必須事業とされた。任意事業として、③生活窮者自立相談支援事業と、②生活困窮者住居確保

法にみる困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度法にみる困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度」と定義されている。防貧・自立支援対策であると考えらと定義されている。防貧・自立支援対策であると考えらとに、

二。走馬燈のように

能とする専門家の養成がスタートした。差別平等、必要充実の三原則を基礎とし、公的援助を可差別平等、必要充実の三原則を基礎とし、公的援助を可振り返れば、戦後GHQの指導のもと、国家責任、無

人達」と表現している。

一九四六年、わが国初の社会福祉専門機関として日本人達」と表現している。

「おったが、福祉現場でひたすらニーズをで福祉系学者であったが、福祉現場でひたすらニーズをで福祉系学者であったが、福祉現場でひたすらニーズをで福祉系学者であったが、福祉現場でひたすらニーズを受容しようと苦悩し実践した人びとを「身をこがせし先人を」と表現している。

私は一九六二年大学を卒業すると同時に地方公務員と……と思われる。生保におけるソーシャルワーカーたちの姿もかくや生保におけるソーシャルワーカーたちの姿もかくや

た。

出す。
出す。
出すと
はできない。現金収入の乏しい地方にあっては生ることはできない。現金収入の乏しい地方にあっては生ることはできない。現金収入の乏しい地方にあっては生ることはできない。現金収入の乏しい地方にあっては生まる力を阻害されていくような状況にあったことを思い、の変化さえ感ずることがある。優秀な子どもが進学を断の変化さえ感ずることがある。優秀な子どもが進学を断の変化さえ感ずることがある。優秀な子どもが進学を断の変化さえ感ずることがある。優秀な子どもが進学を断ることはできない。現金収入の乏しい地方にあっては生まる力を阻害されていくような状況にあったことを思いることはできない。現金収入の乏しい地方にあっては生まである力を阻害されていくような状況にあったことを思います。

シャルワーカーの支援とともに維持して欲しいと願う。を保証し、損なわれることのない「いのちの質」をソー今回の法の改正は、受給者の人間としての生きる権利

災害ソーシャルワーク・人材育成

二〇一一年三月十一日の東日本大震災は、ソーシャル

の状況を越えて惨事を共に担い、協力と連帯の行動が広いたい。「災害ソーシャルワーク」というこれまでになかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に学び、実践はかった領域である。まさに「理論は実践に挙が、というにれまでになないか。「災害ソーシャルワーク」というこれまでになないか。「災害ソーシャルワーク」というこれまでにないから、

びとへの対応、さまざまなボランティアへの対応やさま ネーター活動の必要性が指摘されていた。 ざまな領域に欠くことのできない専門性のあるコーディ 係性の変化、 増、ストレス、精神疾患の増、住民同士のあつれきや関 こと、地域、 県内に避難している人びとは九万七千六百三十二人 ーシャルワーカーの力量差が援助の効果の差につながる は、個別ニーズへの対応、専門職同士の連携と協力、ソ 成二十四年四月二十七日)を数え、県外避難は六万三千 各々報告された。福島県では、今なお自宅生活ができず のシンポジストを迎え震災発生直後からの活動内容が 人に及んでいるとのことであった。三人の共通した課題 今回の市民公開セミナーには、岩手、宮城、 経済困窮等々の新たな生活課題を背負う人 家族との別離による孤立から来る孤独感の 福島から

養成校の責任者としても自覚したい。れていることを強調したい。人材育成の課題は大きい。の人びとを活用するための社会システムづくりが求めら

今日の日本の状況には、福祉人材の育成の必要性とそ

ているだけでは不十分である。それは当然である。社会のかが問われてくる。単に自分の専門領域に秀れいるのだろうか。地域や日本という姿が見えているのだろうか。か。自らがどのように生き、何のために学びの時をもっか。自らがどのように生き、何のために学びの時をもった。自らがどのように生き、何のために学びの時をもった。自らがどのように生き、何のために学びの時をもった。自らがどのように生き、何のために学びの時をもった。自らがどのように生き、何のために学びの時をもった。自らがどのように生き、何のために学びの時をもった。自らがどのように生き、何のために学びのだろうか。自らがどのようにも、一般に通用する育成がなされているだけでは不十分である。それは当然である。社会でいるだけでは不十分である。それは当然である。社会でいるだけでは不十分である。それは当然である。社会でいるだけでは不十分である。それは当然である。社会でいるだけでは不十分である。それは当然である。社会でいるだけでは不十分である。それは当然である。社会でいるのだけでは不十分である。それは当然である。社会でいるのだけでは不一分である。それは当然である。

できる知識、そして能力が育つことが求められている。できる知識、そして能力が育つことが求められている。可より、時代の変化を理解できる教育と実践、教養国家資格の合格を手に入れさせる人材の育成が必要である。何よりも人間の尊厳を理解する思考性、体感するといつまり、時代の変化を理解する思考性、体感するといっまり、時代の変化を理解する思考性、体感するといっまったの基礎学問の学びを身につけさせたいと願うとことが求められている。

共に働くことが学ばされた。

共に働くことが学ばされた。

本は、各々の責任のもとでやらなければならないこと、の歩み、努力の積み重ねであると考えられる。同時に、の歩み、努力の積み重ねであると考えられる。同時に、の歩み、努力の積み重ねであると考えられる。同時に、の歩み、努力の積み重ねであると考えられる。同時に、の歩み、努力の積み重ねであると考えられる。同時に、の歩み、努力の積み重ねであると考えられる。同時に、の歩み、努力の積み重ねであると考えらればならないことを明確に把握し識別しつつ力を併せしてはならないことが呼ばされた。

四、終わりに

家族に圧力を及ぼしていることを正しく証拠づけること的な運動に先んじてなされ、そして劣悪な条件が個人ととになる。ソーシャル・ケース・ワークは、広範な組織・ケース・ワークは二つの重要な段階で役割を果たすこ「どのような新しい社会改良においても、ソーシャル

によって運動を方向づけていく。しかし後になって、ソルシャル・ケース・ワークは新しい立法上・行政上の方策をきめ細かく適用していく場合にも同じように役に立いくうえで重要な役割を担うことができるのである。いくうえで重要な役割を担うことができるのである。いくうえで重要な役割を担うことができるのである。でこれないとするならば、私はこれまで多くのよい経験でこれないとするならば、私はこれまで多くのよい経験でしてきた家族ソーシャルワークの同僚に対している。とくに最初の段階で、ソーシャル・ケース・ワークのようになる言葉を贈りたいと考えるが、それは次まさに最後となる言葉を贈りたいと考えるが、それは次まさに最後となる言葉を贈りたいと考えるが、それは次まさに最後となる言葉を贈りたいと考えるが、それは次まさに最後となる言葉を贈りたいと考えるが、それは次まさに最後となる言葉を贈りたいと考えるが、それは次によって、リーシャル・クロース・ファール・ファイルの方になって、ソーシャル・ファイルの一般にあるが、

に即した歩みを続けていくことに専念しなさい。」 うことなく、真の社会進歩が実現していくように、 気を狂わせるところまでいかなくても、動揺と混乱を引 る独自なものを織りこんでいくことができるのである。 私の社会資源を知り、 を学びなさい。結局のところ、社会は一つの組織をなし 体をふまえ、かつ絶えず念頭において実行していくこと き起こすような妨害にぶつかるとしても、それらにかま 方はその組織の形態のなかに、あなた方自身がもってい ているのであるから、 せなさい。あなた方の日々の業務を徹底的に、 活動と関連させながら自分たちの業務を研究し、発達さ よりも、 あなた方はコミュニティにある他のサービスや社会的 むしろ生活の主要な傾向を知るときに、 また、社会の特定の小部分という あなた方がコミュニティにある公 あなた

『小松源助先生最終講義録』(一九九三年)より※リッチモンドの「告別の言葉」 小松源助訳

-38 -